

「放課後等デイサービス」重要事項説明書

当事業所は千葉県の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1254300153 号)

当事業所はご契約者に対して、指定放課後等デイサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯田大輔 |
| (5) 設立年月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2 ご利用施設

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定放課後等デイサービス
千葉県 1254300153 号 |
| (2) 施設の名称 | 子どもデイサービスセンター 杜の家なりた |
| (3) 施設の所在地 | 千葉県成田市下方 686 番 1 |
| (4) 電話番号 | 0476-20-7575 |
| (5) 管理者 | 安部 明子 |
| (6) 児童発達支援
管理責任者 | 西山 啓介 |
| (7) 開設年月 | 2016 年 9 月 1 日 |
| (8) 利用定員 | 10 名 |

3 サービス提供者の義務（契約書第8条参照）

杜の家なりたでは、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、ご利用者またはご家族に聞き取り確認の上、医師または看護職員と連携し、医療上の対応を行います。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者または保護者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者の人権の擁護、ご利用者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑤ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 サービス提供地域および営業時間

- (1) 通常のサービスの提供地域 成田市、富里市、栄町、酒々井町、印西市、佐倉市の全域
- (2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30 ~ 18:00
サービス提供時間	休校時 8:30 ~ 16:30 開校時 10:00 ~ 18:00

5 職員の配置状況

杜の家なりたでは、ご利用者に対して放課後等デイサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名
2	児童発達支援管理責任者	1名
3	児童指導員または保育士	2名以上

6 設備の概要

設備の種類	室数	備 考
指導訓練室	1室	洋室
静養室	1室	和室（布団あり）
トイレ	1室	洋式トイレ（洗面台付）
台所	1室	食事の準備や軽食などの調理を行う

7 杜の家なりたが提供するサービスの特徴

私たちは、福祉楽団 法人理念に基づいて、質の高いケアを追求してゆきます。

(1) 通所給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、「放課後等デイサービス計画」を定めて、サービスを提供します。「放課後等デイサービス計画書」には、市区町村が決定した介護給付費の「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やサービス実施日などを記載しています。「放課後等デイサービス計画」は、利用者等に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者または保護者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービスの内容〉

① 個別養育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を1日1時間以上行う。

② 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

③ 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

④ 健康状態の確認

⑤ 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、必要な送迎サービスを行う。

⑥ 相談援助に関すること

利用者等からの日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

8 利用料金

(1) 通所給付費によるサービス

障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して法令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市区町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます。（利用者負担額といえます）

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 通所給付費以外のサービス

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食事

茶菓代	60 円／日
昼食代	750 円／日

② レクリエーション費

ご利用者のご希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

④ 写真の現像・印刷写真の現像・販売

ご契約者のご希望により、撮影した写真を注文、購入することができます。

利用料金： 1 枚につき 42 円

☆ すべてのサービスは、「放課後等デイサービス計画」に基づいて行われます。「放課後等デイサービス計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、当月末締めにてご請求します。お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きをお願いいたします。ご利用の翌月27日に自動引き落としされます。27日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、放課後等デイサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

受付時間 年中無休 8:30~17:30
 受付番号 0476-20-7575

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

①	利用予定日の当日 8:30 までに申し出があった場合	無料
②	上記時間以降に申し出があった場合	750 円 (食費相当)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により保護者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

9 緊急時の対応方法について

ご利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

サービス提供中により事故が発生した場合は、市区町村、保護者、利用者に係る相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故および事故に際してとった処置について、記録を作成し、保護者等に説明を行います。重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

1 1 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

杜の家なりたにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合は、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

1 2 苦情の受付について

(1) 杜の家なりたにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 濱屋敷 勉

[解決担当者] 安部 明子

受付時間 年中無休 8:30~17:30

電話番号 0476-20-7575

○投書による受付

郵送先 千葉県成田市下方 686 番 1

○電子メールによる受付

narita@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情申し出人に対する適切な支援を行なうため、法人に第三者の立場に立つ「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を諮ります。また、苦情申し出人が、杜の家に苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

行政機関	障害福祉担当窓口
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298
成田市 福祉部 障がい福祉課	所在地 千葉県成田市花崎町760番地 電話番号 0476-20-1539 F A X 0476-24-2367
富里市 健康福祉部 社会福祉課	所在地 千葉県富里市七栄652番地1 電話番号 0476-93-4192 F A X 0476-93-2422
酒々井町 健康福祉課	所在地 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 電話番号 043-496-1171 F A X 043-496-4541
栄町 福祉・子ども課	所在地 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番 電話番号 0476-33-7707 F A X
印西市 福祉部 障害福祉課	所在地 千葉県印西市大森2364-2 電話番号 0476-33-4136 F A X 0476-42-0381
佐倉市 福祉部 障害福祉課	所在地 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話番号 043-484-6137 F A X 043-484-1742

1.3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年1回実施しております。	

私は、放課後等デイサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

子どもデイサービスセンター 杜の家なりた

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

利用者 住所

氏名

保護者 住所

氏名 (続柄) 印
